

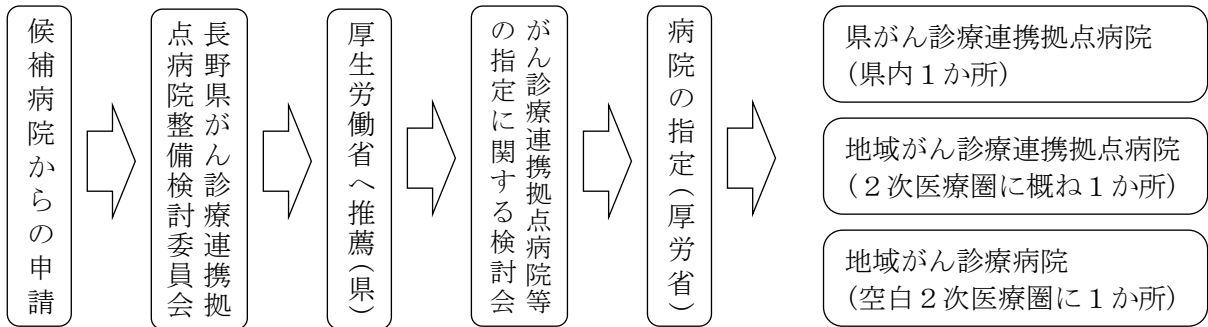
がん診療連携拠点病院等の整備状況について

保健・疾病対策課

1 趣 旨

がん対策基本法の基本理念に掲げられている、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療を受けることができるよう、「県がん診療連携拠点病院」にあつては都道府県に1か所、「地域がん診療連携拠点病院」にあつては2次医療圏に概ね1か所、「地域がん診療病院」にあつては隣接する2次医療圏のがん診療連携拠点病院とグループ指定することにより、がん診療連携拠点病院の無い2次医療圏に1か所整備することとしている。

2 指定・整備までの手順



3 医療圏ごとの整備状況

医療圏	指定病院
佐久	① 佐久医療センター 地域拠点：H18. 8. 24
上小	② 信州上田医療センター 診療病院：H28. 4. 1
諏訪	③ 諏訪赤十字病院 地域拠点：H18. 8. 24
上伊那	④ 伊那中央病院 地域拠点：H21. 2. 23
飯伊	⑤ 飯田市立病院 地域拠点：H19. 1. 31
木曾	⑥ 県立木曾病院 診療病院：H28. 4. 1
松本	⑦ 信大附属病院 県拠点：H18. 8. 24
	⑧ 相澤病院 地域拠点：H20. 2. 8
大北	未整備
長野	⑨ 長野赤十字病院 地域拠点：H19. 1. 31
	⑩ 長野市民病院 地域拠点：H19. 1. 31
北信	⑪ 北信総合病院 診療病院：H27. 4. 1

